

木次線応援団規約

(名称)

第1条 この会は、「木次線応援団」(以下、「応援団」という。)と称する。

(目的)

第2条 応援団は、次に掲げる「木次線応援3か条」を遵守し、個人や団体等において、木次線の利用促進活動に取り組むとともに、必要に応じて共に協力することで、木次線利用の機運醸成や維持・活性化に寄与することを目的とする。

【木次線応援3か条】

- (1) 私は、木次線を利用します。
- (2) 私は、木次線に手を振ります。
- (3) 私は、木次線の魅力を伝えます。

(組織)

第3条 応援団は、本会の目的に賛同し、会の運営に協力する意思があるもの(以下、「応援団員」という。)で構成する。

(活動)

第4条 応援団員は、第2条の目的を達成するための活動を行う。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、応援団に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規約は、令和5年 月 日から施行する。